

報告事項セ

平成24年度鳥取県教育委員会表彰について

平成24年度鳥取県教育委員会表彰について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

平成24年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成24年度鳥取県教育委員会表彰について

教育総務課

1 表彰の目的

鳥取県教育委員会表彰規程により職員、教育等関係団体及び役職員、一般個人で功績顕著なもの並びに児童・生徒で他の模範となるものを表彰する。

2 被表彰者概要

(単位：人・団体)

職員個人功労				教育功労団体等	一般個人功労	児童・生徒				計
小	中	高	特別支援			小	中	高	特別支援	
2	3	3	1	7	19		1	12		48
9						13				

3 表彰式

11月20日(火) 於：県立図書館 大研修室

(参考)

鳥取県教育委員会表彰規程

昭和24年7月29日 教育委員会規則第12号

第1条 次の各号の一に該当するものは本規程の定めるところによって表彰する。

- (1) 県教育委員会事務局の職員並びに県立学校教職員及び県費負担教職員で特に著しい功績があり一般の模範と認められるもの
- (2) 教育、学術及び文化関係等の役職員及び団体で功績顕著なもの
- (3) 前各号以外のもので教育、学術及び文化関係等の事業に尽すいし功労顕著なもの
- (4) 学校の生徒及び児童でその篤行著しく学業成績優秀であり特に他の模範と認められるもの

第2条 本規程による表彰の選考は教育長が行う。

第3条 表彰の選考は別に定める様式をもって教育委員会に提出するものとする。

第4条 教育委員会は前条の選考にもとづき調査の上被表彰者を決定する。

第5条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは生前の日付にさかのぼってこれを表彰することができる。

第6条 本規程によって表彰するときは教育委員会は表彰状を授与する。

第7条 教育委員会に於て必要と認めるときは前条の外に副賞として金品を授与することができる。

平成24年度教育委員会表彰 表彰者一覧

	部門	所属	職名	氏名	地区	校種	
1	個人功労者(職員)	倉吉市立西郷小学校	教諭	小谷 由美	中部	小学校	
2	個人功労者(職員)	倉吉市立上北条小学校	校長	藤井 隆弘	中部	小学校	
3	個人功労者(職員)	倉吉市立東中学校	養護教諭	藤田 泰子	中部	中学校	
4	個人功労者(職員)	倉吉市立西中学校	栄養教諭	萬 かおり	中部	中学校	
5	個人功労者(職員)	湯梨浜町立北浜中学校	校長	中本 豊	中部	中学校	
6	個人功労者(職員)	鳥取湖陵高等学校	学校技能班長	宮城 茂樹	東部	高校	
7	個人功労者(職員)	鳥取中央育英高等学校	教諭	井勢 智則	中部	高校	
8	個人功労者(職員)	米子西高等学校	養護教諭	田中 久美子	西部	高校	
9	個人功労者(職員)	倉吉養護学校	教諭	松原 博子	中部	特別支援	
10	団体	琴浦町立東伯中学校PTA	会長	岡崎 靖則	中部	-	
11	団体	大山町スポーツ少年団	本部長	山根 浩	西部	-	
12	団体	鳥取県演劇連盟	会長	本城 美佐子	東部	-	
13	団体	鳥取市立明德小学校	校長	田中 俊男	東部	-	
14	団体	三朝区ジンショ保存会	会長	藤井 博美	中部	-	
15	団体	読み聞かせの会しゃぼん玉	代表	荒尾 緑	中部	-	
16	団体役職員	鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	長谷川 和郎	東部	-	
17	個人功労者	鳥取県薬剤師会	学校薬剤師	足立 則文	西部	-	
18	個人功労者	元長島と鳥取を結ぶ会	代表	荒井 玲子	西部	-	
19	個人功労者	大山口列車空襲被災者の会	前会長	伊藤 清	西部	-	
20	個人功労者	ガールスカウト鳥取県連盟	教育活動委員	岩崎 睦枝	中部	-	
21	個人功労者	鳥取県人権教育アドバイザー	アドバイザー	加持谷 典範	西部	-	
22	個人功労者	文化財課	鳥取県文化財保護指導委員	川本 充	中部	-	
23	個人功労者	鳥取県立白兔養護学校PTA	副会長	小谷 静子	東部	-	
24	個人功労者	米子市立河崎小学校	学校歯科医	小徳 省三	西部	-	
25	個人功労者	鳥取県俳句協会	理事	白岩 敏秀	東部	-	
26	個人功労者	鳥取県ボート協会	副会長	杉村 正男	西部	-	
27	個人功労者	鳥取県人権教育推進協議会	元事務局長	出脇 敏明	東部	-	
28	個人功労者	鳥取県人権教育アドバイザー	アドバイザー	戸野 祐太郎	西部	-	
29	個人功労者	南部町立会見小学校地域協働学校運営協議会	学校応援隊GTA部長	永栄 英夫	西部	-	
30	個人功労者	南部町公民館	富有の里コース指導者	新居 陽子	西部	-	
31	個人功労者	鳥取県カヌー協会	理事長	林原 潤	西部	-	
32	個人功労者	鳥取県立特別支援学校PTA連合会	会長	松下 弘美	西部	-	
33	個人功労者	鳥取県中部子ども支援センター	センター長	松島 緯子	中部	-	
34	個人功労者	鳥取県子ども会育成連絡協議会	副会長	村上 寿一	東部	-	
35	個人功労者	鳥取県医師会	元学校医	萬 秀男	東部	-	
36	児童・生徒	琴浦町立赤碕中学校	第3学年	小椋 真輔	中部	中学校	
37	児童・生徒	鳥取商業高等学校	商業学科	第3学年	田中 智也	東部	高校
38	児童・生徒	鳥取工業高等学校	制御・情報科	第3学年	楳原 宏亮	東部	高校
39	児童・生徒	鳥取湖陵高等学校	工業学科	第3学年	堀場 圭介	東部	高校
40	児童・生徒	鳥取湖陵高等学校	家庭学科	第3学年	湯谷 文茄	東部	高校
41	児童・生徒	鳥取緑風高等学校	総合学科	第3学年	國石 百加	東部	高校
42	児童・生徒	八頭高等学校	普通学科	第3学年	山根 圭子	東部	高校
43	児童・生徒	倉吉東高等学校	普通学科	第3学年	立木 琢也	中部	高校
44	児童・生徒	倉吉総合産業高等学校	家庭学科	第3学年	坂根 理夏	中部	高校
45	児童・生徒	鳥取中央育英高等学校	普通学科	第3学年	杉信 洸生	中部	高校
46	児童・生徒	米子南高等学校	商業学科	第3学年	本田 大和	西部	高校
47	児童・生徒	米子白鳳高等学校	総合学科	第3学年	宗延 優勝	西部	高校
48	児童・生徒	日野高等学校	総合学科	第3学年	田邊 祐太郎	西部	高校

鳥取県教育委員会表彰実施要項

昭和45年9月4日	教育長決裁
昭和46年8月23日	一部改正
昭和63年9月20日	一部改正
平成元年6月16日	一部改正
平成10年7月8日	一部改正
平成13年6月7日	一部改正
平成14年7月10日	一部改正
平成15年5月19日	一部改正
平成16年4月22日	一部改正
平成17年5月13日	一部改正
平成19年11月21日	一部改正

1 目的

この実施要項は、鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年教育委員会規則第12号）に基づく被表彰者の選考に必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の時期

原則として10月から11月

3 表彰の対象

(1) 職員個人功労者（規程第1条第1号）

県教育委員会事務局の職員並びに県立学校教職員及び県費負担教職員で、職務上特に著しい功績があり、一般の模範と認められる者

ア 教育行政事務について、職務上顕著な成果をあげた者

イ 学校教育の振興について、特に顕著な成績をあげた者

(ア) 学習指導について、教育上顕著な成績をあげた者

例えば、各教科、道徳、特別活動（特別教育活動、学校行事等）等の指導について、常に研究を重ね、その成果を十分学習指導に生かし、功績顕著な者

(イ) 生徒指導、保健、安全指導及び進路指導等に努め、功績顕著な者

(ウ) へき地教育、人権教育及び特別支援教育において、功績顕著な者

(エ) 定時制及び通信制教育において、功績顕著な者

(オ) 幼児教育において、功績顕著な者

(カ) 不就学、不登校の児童・生徒の就学について、特に尽力し功績顕著な者

(キ) 学校事務等において、職務に精励し、功績顕著な者

ウ 生涯学習又は社会体育の振興に関し、特に顕著な実績をあげた者

エ 自己の危険を顧みず、職務に精励した者

オ 職務に関して有益な研究を完成、発明、発見又は改良して、著しく教育、学術、文化の振興に貢献した者

カ その他職員として、特に著しい功績があり、他の模範とするに足ると認められる者

(2) 教育功労団体等又は団体役職員（規程第1条第2号）

本県の教育、学術、文化等の振興に貢献し、その業績が顕著であると認められる団体等又はその職員

ア 青年団、婦人会、PTA等の社会教育関係団体又はその役職員で、業績顕著なもの

イ スポーツ少年団、体育協会等の社会体育団体又はその役職員で、業績顕著な

- もの
- ウ 市町村、市町村（学校組合）教育委員会及び公民館又はその職員で業績顕著なもの
- エ 学校、図書館等の教育機関で業績顕著なもの
- オ その他の団体等又はその役職員で、教育、学術、文化の振興に貢献し、業績顕著なもの

(3) 一般個人功労者（規程第1条第3号）

前各号のほか、教育、学術、文化に関する事業に精励し、特に著しい功労があると認められる者（国際交流の観点から、永く地域の教育・文化の振興に功労があると認められる外国籍の者を含む。）

例えば、文化財保護・郷土史の研究、幼稚園教育、学校保健及び交通安全等で功績顕著な者

(4) 児童・生徒（規程第1条第4号）

県立学校及び市町村（学校組合）立学校の児童・生徒で、学校・家庭・地域での生活を通じてその本分を自覚し、学業に励んで優秀な成績を修めるとともに他の児童・生徒の模範となるべき者（主として最高学年に在学する者）

- ア 生徒会活動に積極的に取り組んでいる者
- イ 部活動・クラブ活動において努力している者
- ウ 地域活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでいる者
- エ その他学校・家庭・地域での生活において、他の児童・生徒の模範と認められる者

4 被表彰者の推薦

(1) 推薦者

被表彰者の推薦は、次の区分によるものとする。

対 象 者	推 薦 者
県教育委員会事務局職員	事務局本庁課（室）長、地方機関の長又は学校以外の教育機関の長
県立学校教職員	県立学校長、教育研究団体の長、事務局本庁課（室）長又は学校以外の教育機関の長
県費負担教職員	市町村（学校組合）教育委員会、教育研究団体の長、事務局本庁課（室）長、地方機関の長又は学校以外の教育機関の長
教育・学術・文化関係団体等又はその役職員、一般個人	市町村（学校組合）教育委員会、事務局本庁課（室）長、地方機関の長、学校以外の教育機関の長、鳥取県各部（局）長
県立学校児童・生徒	県立学校長
市町村（学校組合）立小・中・特別支援学校児童・生徒	市町村（学校組合）教育委員会

なお、特に表彰する必要があると認めるものについては、教育長において直接候

補者を選考することがある。

(2) 被表彰者の推薦に当たっての留意事項

鳥取県教育委員会表彰規程第1条第1項に規程する「県立学校教職員」「県費負担教職員」の推薦に当たっては、その年齢のいかんを問わず行うこととし、若年者の推薦にも配慮するものとする。

5 提出書類

(1) 表彰内申調書

個人功労者（職員・団体職員・一般）の場合	様式第1号	3部
教育功労団体の場合	様式第2号	3部
児童・生徒の場合	様式第3号	3部

(2) 学業成績証明書

児童・生徒の場合		1部
----------	--	----

6 書類の提出先

関係書類の提出先は、県教育委員会事務局教育総務課とする。

ただし、市町村（学校組合）教育委員会にあっては、それぞれ所轄の教育局を経由するものとする。

7 その他

この制度に関する問い合わせは、教育総務課又は関係課に行うこと。